

郷土の古文書

「その14 盗難届」

解説

この文書の出された前年10月2日には、江戸市街の真下を震源とする安政の大地震が起きています。世の中の治安もますます悪化し、当地方の盗難事件も多発しています。その盗難品のうち最も多いものが衣類です。この盗難届にも文銭ぶんせん（寛永通宝の一種。文字銭ぶんじせんともいい大仏銭という異称もある。裏面に文の字がある）が、100文か200文かと鉄箱の錠を2個の他はすべて衣類でした。

衣類は昔の人のにとっては貴重で昭和前期の和服が主な時代迄は、女子は嫁入りの時に一生着る衣類を持たせるのが親のつとめと考えられていました。貴重であるため、その柄や色、裏地や袖口等に至るまで、よくこれほど覚えていたかと思うほど委しく書き上げられて差し出されています。

盗まれた人は瀬戸岡村の百姓 岳代八です。

名主為助が書き上げて、寄場村へ提出しています。五日市寄場の役人は関東取締出役 安原燾作へ差し出したのですが、これはその控の証文です。

注 かんとうとりしまりしゅつやく 関東取締出役

天明の飢饉以降没落農民が広範に形成され、無宿などの遊民化した浮浪人層の増大は、関東の所領形態では統一的な警察権が発揮できず、領主支配体制の秩序を脅かす不穏勢力となってきた。

この支配体制の危機を克服するため、文化2年（1805）関東地方の治安維持強化を目的として、関東代官の手附・手代の中から関東取締出役（通称、八州廻）が選任され、勘定奉行直屬下に置かれた。

最初8名で、2人一組となって水戸藩を除く関八州を御料・私領の区別なく廻村し、無宿・悪党の捜査逮捕や百姓一揆の動静を探るなどの警察的任務を主として行動した。

新編本草綱目

一 文獻百有八外此有文獻
此百有八任其詳也

一 本草序
此百有八

一 本草綱目
此百有八

解説文

紛失品々御届申上候

一木綿紺地子持切替縞男羽織

壹ツ

一文銭百文欵式百文欵

但 胴裏太織花色

但 年来仕舞置候（しまいおき）ニ付員数錠与覚無御座候

一青梅縮み地紺糸より古花色糸交り男単物

一青梅鼠色縮み女単物

壹ツ

一紗羅紗風袋敷

壹ツ

一上田藍小縞女羽織

壹ツ

一鉄箱錠

壹ツ

但 袖口はんゑり共黒縺子

一鉄箱錠

式ツ

一風織縮緬茶糸交り小縞女袴（かさおちりめん）

壹ツ

内 三四寸位

壹ツ

但 袖口黒縺子 裏かわ色ふき

六寸位

壹ツ

一紫縮緬腰帯

壹筋

合拾六品

但 長六尺程

右者先月廿七日夜百姓（百姓）代人居宅より西南

一木綿藍三筋縞男半天（纏）

壹ツ

之方ニ有之候土蔵ニ階箆笥ニ入置候処 尤其

但 裏ハ木綿御納戸色

夜家内共取紛錠前打忘戸立附之俣（俣）ニ而いたし

一玉袖藍万筋男袴

壹ツ

置候様子 翌廿八日朝五ツ時頃見附候処錠前

但 袖口黒八丈 裏ハ御納戸木綿

無之ニ付驚入ニ階通（見付）口廻り候得ハ書面之

一玉袖藍微塵男袴

壹ツ

品々紛失仕候ニ付此段御届申上候間 何卒御

但 袖口同断 裏同断

取締旦那様江御届被成下候様相願上候 已上

一結城木綿藍万筋男袴

壹ツ

瀬戸岡村

但 袖口同断 裏同断

名主

為 助（印）

一木綿と玉糸と藍万筋男袴

壹ツ

安政三年辰年九月六日

但 袖口同断 裏同断

寄場

五日市村

一木綿紺織色男袴（紺）

壹ツ

御名主中

但 袖口同断 裏ハちくさ木綿

安原燾作様江

一木綿茶縞矢筈ニ棒立格子男袴

壹ツ

但 裏ハ木綿古物

（一八五六）

